

令和4年度第9回 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

1 日時 令和5年2月7日(火)午後2時から午後5時まで

2 場所 WEB 会議
(宮城県行政庁舎4階 庁議室)

3 出席委員(12名)

石井 慶造	東北大学 名誉教授
内田 美穂	東北工業大学 工学部環境応用化学科 教授
太田 宏	東北大学 高度教養教育・学生支援機構 助教
関島 恒夫	新潟大学 農学部 教授
田口 恵子	東北大学大学院 医学系研究科 准教授
永幡 幸司	福島大学 共生システム理工学類 教授
野口 麻穂子	森林総合研究所 東北支所 主任研究員
平野 勝也	東北大学 災害科学国際研究所 准教授
牧 雅之	東北大学 学術資源研究公開センター植物園 教授
丸尾 容子	東北工業大学 工学部環境応用化学科 教授
村田 功	東北大学大学院 環境科学研究科 准教授
山本 和恵	東北文化学園大学 工学部建築環境学科 教授

(参考)

傍聴者人数:3名(報道機関:4名)

4 会議経過

【司会(阿部副参事兼総括課長補佐)】

まもなく、環境影響評価技術審査会を開催いたしますが、本日は、委員改選後最初の審査会となりますので、開会に先立ちまして、宮城県環境影響評価技術審査会委員の委嘱状を環境生活部長の佐藤から交付いたします。

まずは、本日対面でご出席いただいている委員の皆様から、五十音順で委嘱状を交付いたします。田口恵子様。永幡幸司様。平野勝也様。

次に、Web 上での御出席及び本日御欠席の委員の皆様のお名前を五十音順に読み上げさせていただきます。伊藤晶文様は、本日御欠席でございます。内田美穂様。太田宏様。関島恒夫様。野口麻穂子様。牧雅之様。丸尾容子様。村田功様。山本和恵様。

本日欠席又は Web 上で御出席いただいている委員の皆様におかれましては、後日委嘱状を郵送させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、石井委員におかれましては、任期が令和4年1月1日から令和6年12月31日までとなっておりますことをお伝えいたします。

(1)開会

【司会(阿部副参事兼総括課長補佐)】

それでは只今から、宮城県環境影響評価技術審査会を開会いたします。

本審査会は13名の常任委員及び1名の専門委員で構成されておりますが、本日は、常任委員13名中12名御出席をいただいておりますことから、環境影響評価条例第51条第2項の規定により、会議の成立要件を満たしておりますことを御報告いたします。

本審査会につきましては、県情報公開条例第19条に基づき公開となっており、会議録につきましても、後日公開となりますが、個人のプライバシー及び希少な動植物等の生息・生育に係る情報については、非公開となります。審査の状況によっては、一時的に傍聴者の方には御退室願う場合もございますので、あらかじめ御了承願います。

また、傍聴者及び報道機関の方は、お手元の傍聴要領に記載の「会議を傍聴するに当たって守って

ただく事項」を確認し、会議の円滑な進行について御協力をお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、環境生活部長の佐藤から御挨拶を申し上げます。

(2) 挨拶(環境生活部 佐藤部長)

宮城県環境生活部長の佐藤でございます。本日は、大変お忙しい中、宮城県環境影響評価技術審査会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本県の環境行政につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

本審査会においては、13名の委員の内、12名の方が任期満了に伴う改選ということで、前回から引き続きお願いいたします11名の先生方と、新たに1名の先生方に、ただ今、辞令を交付させていただきました。皆様に快く委員をお引き受けいただきまして、改めてお礼を申し上げます。委員の先生方におかれましては、本年1月1日から3年間の任期となりますので、何卒、御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日は、3議題を予定しており、1議題目は会長・副会長の選出について、2議題目は令和4年12月6日に審査賜りました、「(仮称)福島北風力発電事業」の環境影響評価準備書に係る答申案について、ご審議いただきたいと思います。3議題目は(仮称)富谷市成田二期北土地地区画整理事業について御報告させていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、環境影響評価制度が円滑に機能するように引き続き専門的・技術的見地に基づく審査をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会(阿部副参事兼総括課長補佐)】

ここで、佐藤部長は所要のため退席いたします。

続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。石井委員。内田委員。太田委員。関島委員。田口委員。永幡委員。野口委員。平野委員。牧委員。丸尾委員。村田委員。山本委員。

なお、本日は所用のため、伊藤委員からは、御欠席との御連絡を頂いております。また、関島委員におかれましては、途中退席の旨のご連絡をいただいております。

続きまして、事務局を紹介いたします。小野寺副部長(技術担当)。伊藤課長。高橋技術副参事兼総括課長補佐。布施 環境対策課技術補佐兼自然保護課技術副参事兼総括課長補佐。齋藤技術補佐(環境影響評価班長)。山内技術主査。颯田技術主査。私、副参事兼総括課長補佐の阿部でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、資料のご確認をお願いいたします。本日の次第、出席者名簿の1枚もの、配布資料一覧の1枚もの。3議題(2)審査事項としまして、(仮称)福島北風力発電事業環境影響評価準備書について、資料 1-1 同事業環境影響評価手続フローとスケジュール、資料 1-2 同事業準備書に対する技術審査会の指摘事項と事業者の回答、資料 1-3 同事業準備書、資料 1-4 同事業準備書(要約書)、資料 1-5 同事業準備書に対する技術審査会答申(案)、資料 1-6 同事業準備書に対する技術審査会答申(案)の形成、資料 1-参考 同事業準備書に対する白石市長の意見について。議題3(3)報告事項としまして、(仮称)富谷市成田二期北土地地区画整理事業について、資料 2-1 同事業環境影響評価手続フローとスケジュール、資料 2-2 同事業再開の申出書。次第4のその他として、資料3 (仮称)六角牧場風力発電事業 環境影響評価準備書の取下げの通知書、資料4 (仮称)ウィンドファーム八森山に対する色麻町長の要望書、資料5 (仮称)大崎鳥屋山風力発電事業 第一種事業の廃止等通知書でございます。

(3) 議題

イ 会長・副会長の選出について

【司会(阿部副参事兼総括課長補佐)】

それでは、これから議事に入りたいと思います。

まず、次第3の(1)「会長及び副会長の選出について」でございます。環境影響評価条例第 50 条第1項の規定により、「会長及び副会長は委員の互選による」こととなっておりますので、事務局の小野寺副部長を仮議長として互選を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

【司会(阿部副参事兼総括課長補佐)】

それでは小野寺副部長お願いいたします。

【小野寺環境生活部副部長】

それでは、仮議長を務めさせていただきます。ただいま、司会から説明がありましたように、会長・副会長の選出は委員の互選によるものとされておりますが、どなたか御推薦等ありますでしょうか。

<平野委員を会長、永幡委員を副会長に推薦する声あり>

【小野寺環境生活部副部長】

ただいま、平野委員を会長に、永幡委員を副会長にという声のございでしたが、皆様いかがでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

【小野寺環境生活部副部長】

それでは、会長は平野委員、副会長は永幡委員ということでお願いいたします。会長、副会長が決まりましたので、ここで仮議長の役目を終わらせていただきます。

【司会(阿部副参事兼総括課長補佐)】

それでは平野委員、永幡委員は会長席、副会長席に御移動願います。それでは、平野会長、永幡副会長から一言ずつ御挨拶をいただきたいと思います。

<平野会長から挨拶>

<永幡副会長から挨拶>

【司会(阿部副参事兼総括課長補佐)】

ありがとうございました。

それでは、環境影響評価条例第 51 条第1項の規定により、ここからの議事につきましては、平野会長に議長をお願いしたいと存じます。平野会長よろしくお願いいたします。

【平野会長】

それでは、議長を務めさせていただきます。まず、審査事項に入る前に本日新たに委員に就任された関島委員から御挨拶いただきます。関島委員、よろしくお願いいたします。

<関島委員から挨拶>

【平野会長】

関島委員、ありがとうございました。

ロ 審査事項 (仮称)福島北風力発電事業 環境影響評価準備書について(答申)

<参考人入室>

【平野会長】

それでは、次第3の(2)審査事項『(仮称)福島北風力発電事業 環境影響評価準備書について』です。本件について、希少種の生息場所の特定につながるような審議となります場合は、傍聴者に退出いただく必要がございますので、発言に当たっては事前にお伝えいただきますようお願いいたします。

それでは、事務局から説明いただき、引き続き資料 1-2 から 1-4 について参考人の方から御説明い

ただければと思います。よろしくお願いします。

【事務局】

資料 1-1 について説明。

【参考人】

資料 1-2 から資料 1-4 について説明。

【平野会長】

はい、ありがとうございます。それでは、委員の皆様から質問や御意見をいただきたいと思います

【平野会長】

ありがとうございます。念のために景観の項目について申し上げておきますが、比較的大きく見える可能性があるんですが、おそらく主要な眺望方向とは違う向きに風車が見えることになるかと思いますので、それをきちんと周辺住民の皆さんにも御理解いただけるようなわかりやすい資料という意味で言っておりますので、普通はこちらを見るけれど、90 度からもうちょっとずれているような気がしますので、そういう評価書にしていだければと思います。

あとは、永幡先生に御任せしてもいいんですが、御伝えします。バックグラウンドノイズの関係の話です。人間って、結構ちゃんと聞き分けることができる聴力を持っておりまして、その葉擦れの音と風車の音とは全く別のものとして聞こえると思っていただいた方がいいと思います。永幡先生が前回ご指摘だったのは、例えば自動車の音ですとか、人工音がそれなりに多いのであれば、風車の音はそれなりに気が付かない。そこに埋もれていくであろう。つまり、人工音同士は大丈夫だろうけれども、自然の音に関しては、結構風車の人工音が目立つことになりかねないので、それでバックグラウンドの構成を調べてください、というお話だったかと思いますので誤解のないようにお願いします。よろしいですか。

【参考人】

ありがとうございます。いただいた御意見踏まえて、改めて評価させていただこうと考えておりますので、よろしくお願いします。

【平野会長】

全部話した気もするんですが、他に先生方から御質問、御意見、御指摘などございましたらよろしくお願ひしたいと思います。永幡先生、お願いします。

【永幡委員】

永幡です。萬歳楽山の方は、今、平野先生からお話していただいたとおりで結構です。今日、参考資料として配られていた、白石市長さんの意見を見ていると、萬歳楽山だけではなくて、萬歳稻荷(神社)の方もかなり気にされているようですので、このような宗教的な場所が人と自然との触れ合いの活動の場なのかというのは微妙な問題が残る気がいたしますけれども、地元の方々が大事にしてる場所で、しかも野外だっということを考えて、同じ枠組みで見とくのが望ましいかなと思います。萬歳稻荷の方も同様に調べていただけると、環境コミュニケーションという意味でも良いのではないかと思いますので、是非御検討いただけたらと思います。

【平野会長】

いかがでございましょうか。

【参考人】

御指摘のとおり萬歳稻荷神社においても、萬歳楽山と同様に、現地の値に比べてどうか騒音計を用いまして、バックグラウンドを確認いたします。調査の内容も、調査結果も、萬歳稻荷神社は県道沿いに建てられておりまして、車の音が入ってくるような場所でございます。御指摘どおり静穏性を楽しむ場所、宗教上の理由の観点もあると思いますので、環境コミュニケーションの観点から、そういう神社におい

ても、そのような配慮を行って参りたいと思っております。

【平野会長】

他いかがでございましょう。

はい。関島先生、お願いします。

【関島委員】

はい。関島です。何点かあるんですけども、続けて質問させていただきます。まずは、配慮書の段階で多分質問されていたのかもしれないですけど、(準備書)1/2の 261 ページです。今回の事業は、鳥獣保護区と重なっています。半田山鳥獣保護区というエリアと重なっていて、住民意見の中にも鳥獣保護区があるところに、風力事業を展開するのはどうなのかというようなコメントがありましたけれど、当該鳥獣保護区というのは、何が対象に含まれているのか。それから、事業者として鳥獣保護区に事業を展開するときに、その影響というのを考えて来たのかどうかですね。影響があるというふうに捉えた場合にはどのような配慮をしようとして、この事業計画を組んだのかという初期段階で検討したことを教えていただきたい。まず 1 点目です。

【平野会長】

それでは、一問一答でいきましょう。よろしくお願いします。

【参考人】

はい。御意見、御質問ありがとうございます。まず、事業地に重なっております半田山鳥獣保護区の指定の内容についてですけども、こちらを(福島)県に確認したところ、対象としてはクマやカモシカ等の森林性鳥獣の生息環境を保全するという目的で指定された区域となっております。準備書ということで、配慮書から環境アセスメントの手続きを進めておりまして、配慮の内容としては、できるだけ改変区域を絞り込むかたちですね。配慮書から準備書に向けてどんどん事業区域の絞り込みを図って、改変面積を最小限化に努めたというところがございます。また、鳥獣保護区に含まれているというところではあるんですけども、こちらの指定の理由は先ほど述べたとおり森林性鳥獣が指定目的となりますので、いわゆる重要な猛禽類の生息場であったりとか、渡りの集合地といったような目的のために指定されたものではないというところ。あとは、開発による規制が直接係る特別保護地区ではなく、通常の鳥獣保護区というところではあるんですけども、当然そういった森林性鳥獣の生息場という認識がございますので、当然事業を実施する上では必要な環境保全措置であったりというもので、可能な限り動物の影響を低減させて行きながら、事業の方を今計画しているというところがございます。以上となります。

【関島委員】

わかりました。続いてよろしいでしょうか。310 ページですね。この EADAS のセンシビリティマップについての記載があって、そこに「注意喚起レベルA3 と注意喚起レベルCに該当しており」と書かれているんですけど、このアセス図書に紹介されていたメッシュデータを見ると、注意喚起レベルのCに該当する対象事業実施区域自粛がレベルCに該当するようで、注意喚起レベル A3 とは重なっていないように見えるんですけど、この記述でいかが。齟齬はないですか。

【参考人】

すみません。確認ですが、310 ページの記載のご質問ということでしょうか。

【関島委員】

そうですね。

【参考人】

こちらの準備書の4章は配慮書に記載した予測、評価を載せておりまして、基本的には当時の配慮書で記載したもののままとってございますので、配慮書の時は事業実施想定区域が北東の方向にも広がっていたということで一部がレベル A3 にかかっていました。

【関島委員】

はい。わかりました。計画が変更になったんですね。

【参考人】

そうですね。絞り込んで、除外しました。

【関島委員】

わかりました。

それでは、また続いてですね 429 ページに渡り鳥の調査地点のポイントがあります。6 点がマップされているんですけど、経済産業大臣意見なんかにも、当該地域がサシバなどの渡り性の猛禽類の移動ルートになっているので慎重に進めていただきたいということだったんですけど。私も経産省の方の審査でもしばしばコメントするんですけど、主に今回の定点ポイントっていうのは、対象事業実施区域内及び周辺に設置されていて、こういう集中的に限定してしまうと、どこがメインのフライウェイ(事務局注釈:渡り鳥の渡りルート)なのかっていうのは、わからないんですね。もう少し広域な中で主要なフライウェイを事前のヒアリングで把握するようかたちで、その主要なフライウェイと比べて対象事業実施区域を通過する飛翔軌跡というのはどの程度なのかとといったところで、メインのフライウェイから外れているとかっていうことを評価していかないと、この対象事業実施区域であれば、メインフレームなのかどうかって判断できないですね。そういった意味ではその辺りは、実は、情報として足りないようにこの配置から考えると足りないんじゃないかというふうに考えますけど、後でまた渡りのコメントもしたいので、後の方の質問に譲りたいんですけど、一応そういうような認識をここで持ったということをお伝えしておきます。

【平野会長】

いかがでございましょう。

【参考人】

はい。渡りの調査地点について御意見ありがとうございます。渡りについては、やはりスケールとしてはかなり事業エリアとしては、より比べたらかなり大きいものとなっておりますので、また事業地周辺を観察しただけではなかなか絶対量の把握が難しいというところは御指摘のとおりかなと思いますので、この事業で実施した調査以外も色々な文献であったり、アンケート調査もありますのでそういったところを踏まえて、そこがメインのルートなのかどうかということを検討できればなというふうに考えております。

【関島委員】

はい。関連しているんですけど、(準備書)2/2の 679 ページと 680 ページに、渡り鳥の確認状況ということで、観察された各定点ポイント周辺で確認された鳥の飛翔軌跡が描かれています。このデータと 429 ページの先ほどの渡りの位置情報の定点ポイントとをよく見比べてみると、渡りの軌跡がですね定点ポイントの、480 ページのデータの方もっとわかりやすいんですけど。429 ページの定点ポイントと 480 ページのその渡りの飛翔軌跡の図を見比べてみると、飛翔軌跡のあるエリアがですね、定点ポイントの周辺に集中していると御分かりですよ。データが、かなり定点ポイントの配置に依存していて、この濃淡で渡りのルートがどこにあるかというのが実は判断できない。要は定点ポイントが少なすぎて、渡りのルートがどこかわからない。対象事業実施区域も結局カバーできていないので、この対象事業実施区域の中を渡り鳥がどうかたちで通過しているかということ把握できないということにお気付きになると思うんですね。なので、経済産業大臣意見等に、サシバなど希少猛禽類の渡りのルートになっているんじゃないかという懸念が出されている中で、この結果では十分な判断はできないんじゃないか。要は定点ポイントとして把握できているのは、定点の周囲大体 1km。半径 1km ぐらいの範囲の中をカバーできているにすぎなくて。その他のエリアは飛んでないということは、言い切れないうってデータに見受けられる。

【平野会長】

いかがでございましょう。

【参考人】

渡り鳥調査の結果について、御質問ありがとうございます。事業地周辺に通る、通過する渡り鳥を把握するという調査地点を設定させていただいたんですけども、なかなか現時点でこの事業地周辺でのみ、見通しの特に風車の奥を中心に開けた視界が確保できる場所っていうのはなかなか限定的というところであったということもありまして、まずこの事業地を通過する鳥類をまず要は南北に通過するのがメインだと思いますのでそういったところの十字にクロスするような形で、視界が開けた場所というのを選定としております。その上で、その事業地であったり、その周辺を通過する個体数というのを把握した調査を実施したということもございます。事業地の定点付近で飛翔が重なっているということもございますけども、環境を踏まえてですね、できるだけ渡り鳥の個体数をカウントするための調査ということで実施をさせていただきました。また、御意見を頂いてですね、こういった通過する実際ルート濃淡での評価というよりは、よりスケールの大きいところで渡りの影響というのはまた検討させていただこうと考えております。

【関島委員】

評価書までにしていただきたいのは、この対象事業実施区域だけのデータではなくて、周辺に猛禽類というのは渡りの時期に色々な各種ポイントでデータをですね、市民が取っているんですね。そういうようなところのデータなんかを活用しながら、この地域をタカが渡るときのデータとともに比較しながら、どれぐらいの羽数がこの対象事業では確認できて、そういうタカが観察されているというところでは、どれぐらいの個体数が通過しているのかそれとの比較の中で対象事業実施区域で確認された個体数の相対的な割合ですね。その中で対象事業実施区域をメインのフライウェイではないというふうなことを言っていたらいいのかなというふうに思います。

【参考人】

御助言いただきありがとうございます。そういった関係する調査データも比較しながら、評価させていただこうと考えております。よろしくお願いいたします。

【関島委員】

すみません。まだ何点かあるんですけど、(準備書2/2)665 ページに定点ポイントでの観察時間の累積観察時間が書かれています。これについては、私は国の方の審査でも言っているんですけども、基本的にやっぱり飛翔軌跡の空間的な分布といったのも比較していくことになるので、観察時間は可能な限り空間的に均一化していくことがやっぱり大事なんですね。多分、単位時間当たりの飛翔軌跡みたいなかたちで最終的に標準化しているんだと思うんです。でも、鳥の渡っている時間とか色んなことを考えると、やはり観察時間はなるべく均一化していかないとですね比較できない。これを見ると対象事業実施区域の中でも、100 時間を切るようなメッシュがあったりとかですね。一方では、400 から500 時間といったように、空間的にやっぱり観察時間が全く違うんですね。後でクマタカのところでもコメントしようと思うんですけど、これが最終的に、例えばこの時点でもちょっと確認していただきたいんですけど、風車の番号で言うと1とか2とか、あと8, 9, 10 の辺りは観察時間が非常に少ないんですね。クマタカの方のデータも後で確認していただければわかるんですけど、飛翔軌跡図がこの辺り空白になっているんですね。かなりやっぱりアーティファクトによって、軌跡の空間的な分布が歪んでしまっている可能性もあるので、こういったところをなるべく均一化していくっていう努力が必要だと思います。調査手法での考え方だと思うんです。

【参考人】

ご意見ありがとうございます。観察時間は、地域で差が大きくなってしまったというところで結果、手法についてそういった差が出てしまったというところで、申し訳ございません。そういったところも踏まえて、結果についてまた評価検討させていただければと考えております。

【関島委員】

はい。

累積観察時間との兼ね合いで、コンサルの方に確認ということで、(準備書2/2)750 ページに、クマタカの確認地点ということで、飛翔軌跡が描かれています。対象事業実施区域の中で、飛翔軌跡が捉えることができていない。例えば 1 号機, 2 号機とか, 7, 8, 9, 10 とか数字ははっきり覚えていないんですけど、上の方ですね。3つの風車の辺りっていったところの軌跡が描かれていないんですけど、これは先ほど私が指摘した観察時間が 100 時間を切っていることと関連しているんじゃないかというように危惧したところですよ。こういったところをベースに衝突確率を計算してくることになるので、その辺りのアーティファクトが評価に繋がってこないかっていったところを懸念していました。

【参考人】

御意見ありがとうございます。クマタカの飛翔と衝突確率についての結果のご意見というところでございまして。まず、本事業では猛禽類の調査を実施して、その個体数は、観察時間で割って単位時間当たりの出現数という整理をした上で、衝突確率を計算させていただいております。衝突確率の計算についても、環境省モデル、由井・島田モデルの二つを活用してまして、環境省モデルの方が風力発電機があるメッシュとの個体数、出現回数等、影響が大きいところでもありますけども。由井・島田モデルですと、地域全体での個体数から衝突確率を計算するというところで、いずれにしても影響は、20 年稼働しても一個体も当たらないような数字で収まっております。

【平野会長】

いえ。関島先生が御指摘されたのは、調査時間が短いがために、飛翔が確認されていない、ゼロと扱われていて、その結果をどういうふうにモデルに突っ込んでも、過小評価になっていませんかというご指摘です。御理解ください。モデルの問題ではありません。

【参考人】

失礼いたしました。観察時間、北側の方が比較的少ないというところで、多分人が少ないのではないかというところの御意見を頂いたというところで、クマタカを把握できているかというところを検討させていただいて。

【平野会長】

できますれば関島先生からの御指摘があったように、周辺の色んな観察データを持ってきて補完いただいて、ここのメッシュは今回、自分たちの調査ではゼロだったけれども、時間当たりこれぐらいいてもおかしくないみたいなことを推計して、それを穴埋めした上でモデルに入れていただくという手順が必要なのではないかというご指摘ですよ、関島先生。

【関島先生】

はい。

【参考人】

ありがとうございます。そういったところも含めて検討させていただこうと考えております。

【関島委員】

よろしいですか。まだあるんですけど。次は(準備書2/2)840 ページです。サシバの影響予測ですね。いずれも例えば風車ブレードタワー等への接近接触等のところで、影響は小さいと考えられるというような予測になっているんですけど、先ほど、渡りの定点ポイントの配置等から、実際に対象事業実施区域に配置されている風車への接近ってというのが、あの渡り調査では見えてないんじゃないかという指摘をしましたけど、そういった結果を踏まえてこの予測結果を作ったときに、結果として影響は小さいっていうふうに予測できるものではなくて、結局、その辺の予測がしっかりできてないので、不確実性が高いというような評価になるんじゃないかというふうに思ったところです。

【参考人】

ご意見ありがとうございます。サシバに関しても、周辺情報集めながら、情報を交換しながら、評価に

については見直しさせていただこうと考えております。

【関島委員】

あと何点かすみません。(準備書2/2)844 ページにクマタカの営巣地。これはどうでしょうか。営巣地に関する直接の記述じゃないので、情報として提示していただきたいのは行動圏の情報、それから行動圏の内部構造ですね。営巣中心域、高頻度利用域のいずれも描いていただきたいと考えています。844 と 845 ページに営巣中心域の情報が記載されているんですがこれに関してはもう少し内部構造を下に書いていただいて風車配置との関係が、わかるように情報を付加していただきたいというお願いです。

【参考人】

御意見ありがとうございます。そこら辺について、また内部構造解析した上でそれを評価書に示すようにします。

【関島委員】

生態系評価の方にちょっと入りたいんですけど、生態系評価のところでは上位種をクマタカにしています。クマタカの方の評価項目として主に餌は餌で取っているんですけど、評価のフローチャートでは、生息状況の確認として採餌関連行動の確認地点のみを取っているんですけど、多くの事業では営巣地の情報も併せて配慮するようなかたちでデータを整備していきます。今回、営巣地は 3 点なんですけど、3 点でなかなか評価をしていくのは難しいと思うんですけど、既存のクマタカの営巣適地を予測するモデルがいくつか出ています。そういったものを活用しながら、当該地の中で営巣適地っていうのはどういう形で分布しているのか、風車配置との関係はどうなのかといったところ空間明示していただきたいと思います。なので、営巣地の情報も採餌環境の解析に合わせて組み込んでいただきたいというお願いです。

【参考人】

ありがとうございます。御指摘のとおり生態系で営巣地の情報を踏まえて、解析させていただきます。

【関島委員】

それから、個人的な感想なんですけど、この採餌環境の解析として使った情報が(準備書)1029 ページにマップとして出ているんですけど、そもそもクマタカは待ち伏せ型で林内の採食がかなり多い。つまり、見えないんですね。そういった中で林外に出て飛翔している中で採餌行動を確認されたデータ自体は彼らの採餌行動の中でどれぐらいのウエイトを占めているかという、実はその高くないと思うんですね。

今回はそういうように、林の上を通してのような構造に着目しながら採餌行動を確認して、それをベースにアクセントを行っていると思うんですけど。それでも(準備書)1029 ページの飛翔データって少ないと思うんですね。私が言いたいことは、そもそも林内でさえ待ち伏せして獲っているようなクマタカの採食行動をこういう飛翔しながら採食しているような軌跡に着目して、それでこの数少ないデータでアクセントをやるっていうのは、かなりクマタカの採餌行動を、予測するには無理があるんじゃないかっていうふうに思ったところです。

【参考人】

御意見ありがとうございます。採餌環境で確認できたものを抽出したというのが、そこら辺が実態と離れているというご指摘だと思いますので、林外のそういった構造も踏まえて、そういった情報も入れるようなかたちで解析のやり方を見直そうと考えております。

【関島委員】

よろしくお願ひいたします。最後 2 点。次は 1061 ページです。ここでクマタカの影響予測ということでクマタカの好適生息環境指数の改変率ということで、0 から 1 までの範囲の中で数字を区切って影響を見えています。改変率として、これが見ているのは改変している面積は、ブレードの回転域ですよ。

【参考人】

この表の右から二つ目の改変面積でしょうか。

【関島委員】

いいえ。これを算出するにあたっての考え方として、発電所を建設するために改変したっていうふうにコンサルさんの方で捉えているのは、風車ブレード回転域の面積が改変されたという考えで算出してるんですよね。

【参考人】

こちらで示した改変は、風車の建設に当たって、改変する道路であったりとか。

【関島委員】

はい。それでもいいんですよ。ブレードの回転域だったり、付帯設備の道路だったりそういうようなところですね。私が生態系評価で大事だと思うのは、風車を供用した時に、どこかの記述にもあったように、やっぱり半径数百メートルの周囲に影響及ぼすということはこのアセス図書の中にも書かれていました。要は、例えばクマタカであれば、半径 300 メートル、400 メートルといったところの利用が落ちる。要は、供用した時にその改変したところだけが影響するのではなくて、風車という動的なシステムが回った時に、その周辺の環境に幅広く影響及ぼす。それがだんだん実態が見えてきて、大体クマタカぐらいだと、彼らの応答なんか見ると 500 メートルぐらいの範囲が影響をするというように認識が定まりつつあります。そうすると、そういう情報なんかを整理していきながら、数百メートルのバッファというのを設けて、その範囲内が影響するっていうことを前提にした数値で算出していないと風車の影響評価ってできないんじゃないか。それは度々、私が経産省の顧問会で言っているんですけれど、常に皆さんがやられているのは、本当に工事で改変された場所だけの影響評価をしているんですけれど、風車の影響はそうではないと思うんですよね。そこを今一度考えていただきたい。

【参考人】

はい。貴重な御意見ありがとうございます。風力発電によるクマタカへの影響についてこれからわかってくるところもあるかと思えます。そういった風車ブレードの回転によるバッファというところも踏まえて、クマタカへの改変率というのは見直しをさせていただこうと考えております。

【関島委員】

はい。最後の質問です。(準備書)1186 ページの事後調査のところですか。こここのところで、主に対象は、ブレードタワー棟への接近、接触が危惧されるコウモリ類、鳥類ということで、内容は死骸調査なんです。例えば今回であれば、風車から近接して営巣地があるで、営巣中心域もその周辺に広がっている。多分高頻度利用域が重なっている可能性があります。それを考えた時に事後調査は、繁殖期に限定しても構わないので、飛翔軌跡のデータを取って、その行動圏がどのように供用時に変わるのかといったところを少なくとも繁殖期 2 回ですね。年数を空けてもいいと思うんですけど。二期程度の繁殖期に関して、行動圏の推移がどうなったのかといったところをモニタリングすべきです。以上です。

【参考人】

はい。ご意見ありがとうございます。クマタカのモニタリングと申しますか、工事後、供用後のモニタリング調査というところですね、いただいたご意見で、事後調査の実施を検討させていただこうと考えております。よろしくお願いいたします。

【平野会長】

関島先生、よろしいですか。

【関島委員】

はい。

【平野会長】

関島先生、もう(御退席の)お時間だと思いますけど、御相談がありまして、鳥類には県境はないんですが、アセス審査会には県境っていうものがございまして、どこまでを宮城県環境影響評価技術審査会の答申として言うべきかがとても悩ましいところで、先生ご指摘の点、非常に的確で本質を突いていて、もうその通りだなと思うことばかりだったんですが。どうすればいいですかね。

【関島委員】

これは私も聞きたかったんですが、これは福島県の案件にも変わらず宮城県で行っているのはどうしてなんですか。

【平野会長】

景観等々宮城県にも影響を及ぼすということで、ほぼ福島県の審査会の方でご指摘、だから参考意見としてですね福島県の審査会で抜け落ちる可能性もありますので、我々も参考意見として述べてはきたんです。(前任の)由井先生もそういうスタンスで調査の方なども質問してきました。ただ、渡りのルートみたいな話をすると、宮城県も全く無縁ではございませんので、福島県のここで渡りが止まってしまうようですと、当然宮城県へも影響する話でございます。そのグレーゾーンで宮城県としてどういう御指摘にするかというのは、とても悩ましいところでございまして、この県境問題は関島先生のご経験からどう対処されてきたか教えていただけますか。

【関島委員】

県境というのを念頭に置いたことないんですけど、少なくとも今回希少猛禽のクマタカに関して言うと、福島県側の方で考えていくことなのかもしれないですけど、渡りに関して言うと、フライウェイがどこにあるのか、それは福島県も宮城県にも、今御指摘されたように共通していて、そのメインのフライウェイがどこを通過しているのか、そのあたりは把握する必要だと思うんですね。

(仮称)六角牧場風力発電事業は、そういうふうなフライウェイでシジュウカラガンがそこを通過しているということで、かなり事業者の方もそれに対しては配慮して、最終的に(準備書を)取り下げになりましたけど。同じ様にですね、希少猛禽類のフライウェイがどこにあるのか、それが見えてくることが大事だと思うんですね。その時に、多分、地元の方々で見ている方たちも結構いるのでそういった人たちのヒアリングが大事ですし、それから観察者も結構ポイントが幾つかあって、それぞれの県に有名な。そういったところの情報合わせてメインのフライウェイがどの辺なのか、そういったところをやっぱり聞き取り調査をしながら、定めながらですねそういう情報活用しながら相対的に、この対象実施区域の上空を通過する猛禽類がどの程度かというこのアセスのデータを使いながら、その総体的な個体数、通過数が少なければメインのフライウェイではないというように結論付けても、そんな大きな過ちではないと思うんです。そういったところではメインのフライウェイが福島県の方との情報を重ね合わせて、共有しながら、ある程度見えてくると、宮城県の方から方もそれに影響されるかなというふうに思うところであります。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。

本日、関島先生は途中退席なされますので、先に希少種の関連の議論をさせていただきたいと思いません。

・・・非公開審議・・・

【平野会長】

公開審議に戻りたいと思います。

質疑応答の後、答申の審議させていただきますけど、関島先生が御退席の後になると思いますので、メインのフライウェイ、渡りのルートですね。多くの野鳥が通るルートについては、答申の中に入れてと思います。文言に関しては、今、関島先生が御指摘の点を中心にまとめたいと思います。一旦、会長の方で引き取ることにしますが、実際にはメール等々で一筆書いていただけるとありがたいと思っております。よろ

しく願います。

【関島委員】

よろしく願います。では、中座させていただきます。

【平野会長】

参考人の方々、御指摘の部分を上手に仕分けして考えていただいて、宮城県の審査会としては渡り鳥に関してはきちんと見ていただくというふうに思います。ただ、当然福島県の方の審査会で御指摘が色々あると思いますが、今日、関島先生から端的に御指摘いただいた点、極めて正しい科学的にすごく重要な点を御指摘だと思いますので評価書に向けて、あくまで答申には盛り込みませんが、参考意見としての確に対応いただければと思います。よろしいですか。

【参考人】

はい。今回、大変貴重なご意見いただきましたので、御意見を踏まえて、評価書に反映させていこうと考えております。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。他いかがでございましょう。はい。太田先生、どうぞ。

【太田委員】

はい。太田です。前回、欠席しましたが、今の話で福島県側の話なので、どこまで言うかというのがあります。準備書20ページ付近からです。大きい図面が出ていて、切土・盛土とか排水方向なんかが出ています。どこの図ということはなく、全般的な質問です。そして、確認なんですけれども、排水方向が矢印で書かれています。結構、道のところなんかも所々で排水方向があるんです。31ページでは、かなり尾根に近いところを通っているのかと思うんです。この図の上の方からずっと見て、真ん中辺りで、西側に一本矢印が排水されています。一方、東側に随分深い谷が入っているんですけど、こっち方向には全然排水されないんですね。例えばこういう感じで。それから、各ヤードもそうなんですけど、今回割とちょうど尾根部分を平らにしてヤードを造っているところが多い。沈砂池の位置とか、結構偏っているような計画が多くて、元々の雨水が、尾根で右左とかに分かれていくのを随分変えはしないかなというのが心配。尾根部の面積なので、絶対量としてはそんなに多くないと思うんです。一方で、(私は)両生類関係を専門でそこを念頭にしているんですけど、こういう北東部のちょっとした谷地とか湿った土地というのは、わずかな雨水に頼って生育しているので、絶対量が少なくても、なくなってしまうと、そのの沢が枯れてしまうとか、そういうのに影響する可能性があるわけなんです。なので、そういうのをちゃんと配慮されているのかどうかということ。あと、関連しているの、沈砂池の構造として、水が滞留する構造なのか、さっさと抜けていくような構造なのか。その辺の施工はどうなっているのか。あと、これもついでなんですけれども、その側溝は、動物が這い出し可能な状況になっているかどうか。主に3点をお聞きしたいんですけど、よろしく願います。

【参考人】

はい。御意見ありがとうございます。まず1点目と3点目両生類と這い出し構造についてですね。まず1点目の両生類について、やはりそういった沢や湿った環境をできるだけ影響を小さくするよというところで、それで沈砂池であったり、集水柵で濁水が流れないようにというところで予測、評価を実施させていただいております。沢が枯れるかどうかということについてはですね、なかなか具体的にどうかというところはまだ検討というところではそんなにできていないんですけども。できるだけそういった調査で、そういった重要な種の確認地点というのは把握して、できるだけそういったところの影響は低減させていただいた計画というところで、今回準備書で記載をさせていただいております。2点目の、沈砂池の構造については、施工を担当しております日立パワーソリューションズ様からご回答いただくことは可能でしょうか。

【参考人】

沈砂池のことについて、御質問、御意見いただきありがとうございます。沈砂池は構造図がどこかに載っているんですけども。水が滞留するというか、上水だけを排出します。泥が下に沈んで、上水だけを排出できるように、水は溜まるかたちとなっております。構造図は、準備書82ページにございます。

【太田委員】

わかりました。初期の段階で、あまり砂がまだ沈砂池に溜まっていないという状態だと、砂は下の方だけに溜まって、出口の管の水位までは水が溜まるということですよ。そういう構造ですよ。そうすると、砂がうんと溜まってくると、ほとんど水が逆に溜まらないので、いずれ浚渫とかすることはあるのかもしれませんが。とにかく初期の状況だと、砂は下の方に溜まるだけで、上は上澄みの水が随分溜まっている、水溜りができる構造だと思うんです。そうしますと、特に積雪地帯ですので、雪解け時期には、割と水が多く溜まる状態なんですね。こういう山間地、元々水場が少ないところで新しい水辺が出現しますと、両生類とか水生昆虫なんかもそうなんです、テンポラリーな水辺にやってきてしまうんです。そこで卵を産んだりする。だけど、この水はいずれ無くなる水なので、そうするとそこに産んだ卵はみんな死んでしまうということが起きます。なので、巧妙な罠になってしまうわけですね。そこへ水辺ができたって喜んで産卵して、けど変態して陸上に出る前に水が枯れてしまう。その分の卵が全部無駄になるということで、結構個体群にとってまずい状況が起こる。なので、うまく水が浸透するようなことにしてもらおうとか、出口だけじゃなくて他からも浸透していくとか、なるべく水が溜まらないか、ちゃんとずっと溜まっているかのどちらがいいかわからないんですけど、何かそういう工夫が必要。それから、先ほどの最初の方の質問の御答えて、一応考えていくという、微妙な御答えだったと思うんですけど、ヤード自体とかの面積は少なくとも、道なんかだと、結構長い距離に渡って水を集めて、先程の図に示されていた排水方向に流すというかたちになるので、その斜面を横切っている道の上流で、斜面の上側から流れてきた水を全部集めてどっか1か所に流すので、結構、影響大きいと思うんですね。その集まった水をどこに流すか。だから、ちゃんと評価していただかないとまずい。これは防災面にも影響してくるかと思うので、まずいかと思います。もう一度そこは再検討というか、よく見極めて施工をしていただきたいと思います。

【平野会長】

基本的に福島県に関係することなので参考意見としてお聞きいただければと思います。ついでに申し上げますが、水に対する配慮は、やっぱり太田先生が御指摘のとおり、あくまで参考意見ですが、例えばこの(準備書)22ページにある両盛土で通っているところ。(準備書)23ページは窪地ができないように擦り付け盛土をしてくださっていますよね。これは水に影響しないようにしています。その一方で、(準備書)22ページのところは両側に盛土になっていて、周辺を見るとちょっと勾配になっていて、この図で言うと(準備書)22ページ側で言うと左下の方にちょっと水溜まりができそうですよね。確かにこれだけの部分を埋めるのはちょっとしんどいというのはよくわかるんですけど、私土木屋でございますので。例えばこのフォーメーションを少し下げるとか、水抜き穴を設けておくとか、そういう水環境、水の廻り方を変えない努力をもう一段していただけるとより良いのかなというふうに思いますので、あわせて御願ひでございます。

【参考人】

御意見ありがとうございます。施工に関するところで、今回、国有林内ということで森林管理署さんとの協議も絡んでくるところもございますので、そういった御意見があったということで、また検討させていただきます。

【平野会長】

よろしいですか、太田先生。
他いかがでございますか。石井先生、どうぞ。

【石井委員】

宮城県のことではないので、参考意見になるかもしれないけど、放射線のことについてです。(準備書)1142ページと1143ページを御覧なってください。基本的に建設予定地は汚染されていますが、リター層のCs-137の数値が180Bq/kgと比較的その下の土よりも低くなっているのがお分かりかと思います。

実際は、土に近いところのリター層は、おそらく数千Bq/kgになっている可能性があります。ところが毎年の落葉のため、葉が積みあがっていくため、全体としての比放射能は薄まっていくんですね。薄まった結果600Bq/kgとか、そういう数値になっているので、それを全部引き剥がすと、とても高いリター層が出てきて、厄介なものになってしまいます。数値だけだと、大丈夫というふうに考えられますけれど、そうではなくて、地面に近いところは非常に高いと思った方がいいと思いますので、その取り扱いよろしくお願いたします。私は、福島市の放射線のことについて色々相談を受けているのですけれど、福島市は農林業の復興を考えていますので、汚染されたリターの処置は重要です。このようなことを福島県に相談するとか、そういったことをおやりになることを福島市民のためにもコメントしておきたいと思います。

【平野会長】

石井先生、確認です。確かにそういう状況が想定されるんですが、このBq/kgみたいな基準で、世の中が動いているじゃないですか。混ぜてしまえば薄まって、基準値を超えなければ何とでもなるみたいな世界になっちゃうのは問題なんですか。

【石井委員】

問題です。というのは、これは下層が高いんですね。おそらく、これをかき混ぜたりすることはしないとと思うのですが。そのままどこかの山にポンと800Bq/kg、600Bq/kgだからいいよと言って捨てると、表になったところはものすごく高いわけで、そこにキノコが生えてくるわけですね。そうすると、とんでもなく高い比放射能のキノコが生えるわけです。そうやって(土が)捨てられたところのキノコはいつまで経っても、おそらく数百から下手すると1万Bq/kgになることが予想される。全部処分してもらうのが、福島市民は喜ぶんじゃないでしょうかね。

【平野会長】

まとめると、多分工事の時に、表層の落ち葉を取りますよね。その時に通常の取り方をすると、要は地表面に近いところリター層、落ち葉はものすごい高い放射線量を持っているものが残っていて、除染していませんので。その塊があちこちに散在することによって極めて憂慮される状況になる。当然攪拌なんてしませんので。それを全部集めて攪拌して綺麗に薄めてくれるならそれでいいんです。普通はそんなことしませんよねということは、今申し上げたように石井先生が御指摘のような地表面に近いところは極めて放射線量が高い可能性がございまして、ついでに申し上げますと地表面でも相当高い値が出ておりますので、場所によって。当然ながら表土も剥ぐことになりますので、その処理に関しては福島県と丁寧に相談いただいて、場合によっては、放射性廃棄物処理。

【石井委員】

要するに、1cmとか2cmの土の表面というのは、粘土に吸収されている場合もあるけれど、有機物にくっついている場合、これが植物に移行してしまうので、そんな単純じゃないですね。普通、1,000Bq/kgくらいの土なら直ぐに撒いても良いと言われていますが、これは粘土に放射性セシウムが吸着している場合ですね。リター層は、土とは違うので、500Bq/kgを超えたらダメなんですね。それは食べ物と同じ扱いになるので。この辺を注意していただいとやらないと、この数値で全然いいよと言って、どんどんどこかに簡単に捨てられたり、簡単に集められたりすると、住民が後で困ることになります。また、空間線量率が低くても駄目なんですよ。宮城県でこんな高い事業計画地はなかなかない。2000Bq/kgは相当高いです。震災当時はCs-134があったので、これの2倍になっていますから、相当高かったと思います。建設予定地にあるリター層は結構高いので、その処置に対して純分なケアをお願いします。

【参考人】

御指摘ありがとうございます。放射性物質濃度の件につきましては、福島県と協議を行いまして、適切に処分させていただこうと思っております。よろしくお願いたします。

【平野会長】

(表層)5cmまでで2,300Bq/kgとかは、宮城県内では見ないすごい数字が出ていますので。(表層)1cmだと出ますけどね。ぜひ施工時に、非常に慎重な施工を検討いただければと思います。これも福島県

の出来事でございますので、宮城県としては参考意見でございます。

他いかがでございますでしょうか。このような参考意見、ある種のダブルチェックですよね。福島県の審査会で十分御指摘はあるかと思いますが、重複していても、少しでも良い事業にするために。

それでは、これにて質疑の方を終了にさせていただきたいと思っております。参考人の皆さんありがとうございました。

【参考人】

ありがとうございました。

<参考人退室>

【平野会長】

それでは引き続きまして答申案の形成の方に入りたいと思っております。先ほど関島先生とお話させていただいたように、渡り鳥の件は、今回事務局と私で相談した答申案の中に入れてございませんでしたが、やはり影響があって、私の記憶ではどちらかという宮城県側に渡りのルートが多分あって、そこに風力発電事業を計画された時に、そんなにいっぱい飛んでいて大丈夫か、みたいな議論をしたような覚えがございますので。関係はしてくると思っておりますので、文言は、私に一任いただいて、渡り鳥の調査の充実については、評価書に向けて、答申に入れたいと思っております。その他につきまして事務局の方で私と相談した素案を説明いただければと思います。

【事務局】

資料 1-5 及び資料 1-6 について説明。

【事務局】

本事業にとどまらず、今後の知事意見を形成の方針についてご説明いたします。

まず、農作物への二次被害については、アセス対象事業が直接影響を及ぼさず、かつ、予測が困難であることから知事意見の対象としません。ただし、事業区域に保全対象とする野生鳥獣が生育する場合において、生息環境の保全のための意見を知事意見で述べるものとして整理しました。

次に、土砂災害に関する御意見の取り扱いについても整理しましたので、ご説明いたします。発電所アセス省令の手引きの風力発電所に係る参考項目の「参考項目」の設定根拠によりますと、「地形・地質」の設定根拠は、「一般的な事業の内容により、土地の形状の変更が予想され、自然環境保全上重要な地形・地質が存在する場合にはその消滅・縮小等の直接的な影響を及ぼすおそれがあることから、参考項目として設定する。」とされております。

したがって、風力発電事業の実施に伴い斜面崩壊による土砂災害の発生が懸念される場合には、「地形・地質」の項目ではなく、県の技術指針の参考項目である「地盤の安定性」の項目として、事業実施に伴う土砂災害の誘発による生態系への影響の回避・低減、生活環境への配慮を求める意見を述べることで今後は知事意見を形成しますので、御承知願います。

【平野会長】

ありがとうございます。環境影響評価のシステムバウンダリーと言うのですかね。どこまでを対象にするかというのは、非常に難しい案件でございます。すみませんバタフライ・エフェクトを打ち出すまでもなく全部影響する、風が吹けば桶屋が儲かるみたいなことを言い出すとですね、收拾がつかなくなりますので、どこかでやはり境界を設けなければならないというところで。何を根拠にするのかというのはもう、当然ながら法とかルールとか、今まで決めてきたもの。とはいえ、土砂災害を県民は相当懸念もしているということで、別枠で「地形・地質」はあくまでも「地形・地質」の改変による環境への影響評価ということに注目しつつも、災害を誘発して環境を変えてしまう可能性があるというのは、「地盤の安定性」といったところで拾っていかうというふうに、再整理をしております。またあちこちで懸念があるのももちろん存じておりますが、例えば山の方で開発が行われて、それによって希少種じゃない生態系ですね、居場所を失って里の

方に出てきて、いわゆる獣害をやるということはあちこちで報告もされておりますし、懸念もするのですが、これは一体どんな感じでどうなるのかというのはなかなか予測が難しくてですね。今回の白石市長意見でも、里に下りてくることを懸念なさっていますし、私の現場感覚でも、例えば石巻市に行くと、鹿が山を下りてきて大変だという話をしょっちゅう聞いておりますので。ただ、それがあある特定の事業によって誘発されたものなのか、それともたまたま餌が足りなくて下りてきたのか、なかなか峻別つかないんですよね。それを科学的に予測する手法がまだ確立されていないのではないかという気がします。確立していたら、また今度関島先生と御相談かなと思いますが。その辺り、明確に因果関係が言える範囲で、とりあえずやっいてこうというお話でございます。補足的なところが長くなりましたが。いかがでしょうか。このような整理で概ね今まで通りです。でも何かクマが出てくるみたいな話は一回やったことありましたよね。でも、それは保全対象の生物だから答申に含めたということですよ。というふうに今までとあまり齟齬なく整理がつきそうですので、それで説明させていただきたいということです。

答申の方に戻りますが、資料1-6をご覧ください。今、事務局から整理いただいたように全般的事項の(1)に宮城県内においても、「渡り鳥・景観への配慮について慎重な対応を求められる」というふうにしませう。項目順で言うと、個別的事項では、景観よりも渡り鳥が前ですので、動物の項目を一位で挿入しまして、フライウェイ、渡り鳥のメインルートの調査を求める内容について関島先生と相談しながら決めたいと思います。文言については私に一任いただければと思います。というのが出発点でございます。

他いかがでございましょう。修正すべき点。個人的な思いとしては、これはほぼ影響が福島県内の話でございまして、そういう案件について、いつものようにいっぱい項目付けてやるというのはかえって審査会の信用を失くすかなと思っておりますので。なるべくメリハリをつけて、宮城県としては。確かに福島県に関しては、ものすごい懸念のある事業なので、何か他人事みたいに言うのも何かそれはそれで無礼な気もするんですが。宮城県としては渡り鳥と景観と人と自然との触れ合いの活動の場のことだけ懸念されるので、お伝えしておこうと。なるべく増やさないほうがいいんじゃないかと思っておりますがいかがでしょうか。いいですかねそんな方向で、先生方。よろしいですか。

では、渡り鳥の項目を追加させていただき、全般的事項の1に「渡り鳥・景観」と併記するという方向でまとめたいと思います。文言について私に一任ください。ただ、実際にはまた例によって、先生方にもメールで確認いただくことになるかと思っております。では、本件、これで終わりにしたいと思います。

ハ 報告事項（仮称）富谷市成田二期北土地地区画整理事業について

【平野会長】

次第 3 の(3)報告事項『（仮称）富谷市成田二期北土地地区画整理事業について』です。それでは、事務局から説明願います。

【事務局】

（仮称）富谷市成田二期北土地地区画整理事業について、今回、事業者からアセス手続を再開したいとの申し出がありましたので、事務局からご報告いたします。資料 2-1 をご覧ください。本事業の環境影響評価に関する手続きフローと今後のスケジュールについて御説明いたします。本事業は、条例対象事業であり、手続きフローのとおり、平成 20 年度に環境影響評価条例の第 1 種事業として、方法書を公告・縦覧し、環境影響評価技術審査会にて3度審議した後、平成 21 年3月31日に答申を受け、平成 21 年 4 月 7 日に事業者宛て知事意見を発出しています。その後、平成 21 年度までに事業者による調査が実施された後、アセス手続を中断していましたが、今回、事業者から手続を再開したい旨、資料 2-2 のとおり申し出がありました。

なお、平成 28 年に富谷町が富谷市となったため、事業名も（仮称）富谷市成田二期北土地地区画整理事業へと変更となります。

続きまして、環境影響評価条例上の取り扱いについてご説明いたします。長期間手続が中断しておりましたが、評価書公告前の段階での中断ですので、環境影響評価条例第 40 条に基づく手続の再実施とはならず、手続を再開する場合には準備書段階から再開となります。また、環境影響評価条例第 38 条において、事業内容の変更の場合の環境影響評価の再手続が規定されておりますが、本事業は、施工区域の変更はないとのことであるため、再アセス手続は不要となります。

なお、事業者からは必要な補足調査を行った上で、準備書段階からアセス手続を再開すると聞いて

ていることから、今後の審査会において、委員の皆様にご審議賜ることとなりますので、あらかじめ御承知願います。

事務局からの報告事項は以上です。

【平野会長】

ありがとうございました。

長年店晒しにしていた案件で、事業を再開したいということで、法律をきちんと見ていくとこのまま準備書から引き続き行い、やり直しにはならないということです。でも、随分時間が経っています。本件の審議をいずれお願いすることになりますが、先ほどの案件とも近くてですね、準備書の審査でございまして評価が終わっているものを審査することになりますが、それを評価書に向けて任意でこういうことを追加しないと現代的には耐えられないよみたいな話をさせていただくことになるのかなと思っております。要は、準備書からということで、方法書も終わってしまっていて、方法について、色々と議論するタイミングを逸しているということでございまして、なかなか微妙な取り扱いになるような気がしますが、御承知おきください。法律を確認したんですが、やむを得なくて。また、アセスの対象を決めるのは、事業別にやっているんですね。だから、区画整理事業って、実は、原子力発電所の基盤だって区画整理事業で整備できるわけでございます。区画整理事業というと、デベロッパーが入ってきて、あくまでも住宅地が開発されるというようなイメージで、アセスの評価項目も決まっていたりしてですね。なかなか悩まして。このケースは区画整理事業なんですけど、住宅地じゃなくて工業団地なんですよ。だから、そういう意味では、上下分離で考えなきゃいけない。まどろっこしいんですが、どんな工場が建つかということはアセスの対象にできないと思った方が正しい見識でございまして。あくまでも造成事業に伴って環境への影響がどうなのかということに限定してということ、語弊がありますが、そういう種類のものでございます。難しいですね。これ向かって環境省は考えてほしいですね。

このような案件がいずれ出てくるということで御承知ください。

(4)その他

【平野会長】

最後に「その他」でございまして、まず事務局から何かございましてでしょうか。

【事務局】

事務局から連絡がございまして。

本日審査賜りました次第3の(2)審査事項(仮称)福島北風力発電事業 環境影響評価準備書の答申案につきまして、追加の御指摘等がございましたら、メールにベタ打ち等で構いませんので、2月10日(金)までに事務局あて送付いただければと思います。

次に、資料3ですが、1月16日付けで川渡風力発電株式会社から(仮称)六角牧場風力発電事業環境影響評価準備書の取下げの通知書が宮城県知事宛てに提出されましたので、御報告いたします。

次に、資料4ですが1月26日付けで色麻町長から、(仮称)ウィンドファーム八森山に対する要望書が宮城県知事宛てに提出されましたので、御報告いたします。

最後に、資料5ですが、1月30日付けでジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社から(仮称)大崎鳥屋山風力発電事業の事業廃止の通知書が宮城県知事宛てに提出されましたので、御報告いたします。

なお、本審査会開催後、連絡事項がございまして、回線を切断しないようお願いいたします。

事務局からは以上です。

【平野会長】

ありがとうございました。

念のために確認ですが、資料3の(仮称)六角牧場風力発電事業は事業計画を見直すことにしたので、一旦取下げですね。引き続き準備書が出てくると思っていた方がいいですね。その一方で資料5の(仮称)大崎鳥屋山風力発電事業は廃止ということなので、二度と出てくることはないということで理解すれ

ばよろしいんですね。

【事務局】

そのとおりです。

【平野会長】

要望に関して御紹介いただいておりますが、環境影響評価技術審査会は事業に賛成・反対という世界ではないので、科学的に影響をちゃんと評価して少しでも影響が小さい事業を推進して参りましょうというところがございます。ただ、要望された方にとって、環境影響評価技術審査会に報告されないのは、あまりにひどい話でございますので。あくまでも我々は科学的に影響を評価して、影響の少ない事業に誘導していくということが使命であることを改めて申し上げておきます。

何か御質問等ございますでしょうか。永幡先生、どうぞ。

【永幡委員】

資料3の(仮称)六角牧場風力発電事業の件なんですけれども、この事業計画を見直すということは、例えばハードが変わるっていう話ですよ。事業範囲とか。そうすると、調査地点とかが変わってきたりして、いきなり準備書だと問題が起こるような気がするけど、結局準備書からしか再開にならないって話なんですか。

【事務局】

事業計画をどの程度見直すのかまだ事業者からお話いただいておりません。内容によって、方法書段階に遡ってやり直しという可能性もあります。

【永幡委員】

わかりました。音にしても何にしても、場合によっては調査地点を変えないと話にならない場合があると思いますので、その辺だけはうまくやれたらと思います。

【平野会長】

図書を出し直しになるかならないかというルールは、かなり厳密に決まっているようです。事務局、よろしく願います。

他いかがでございますでしょうか。先生方、その他に関して何かございますか。御質問や御意見をどうぞ。今年度、今日が最後でございます。よろしいですかね。

それでは、これで本日の議事がすべて終了になりますので、議長の役目、進行の役目を事務局の方にお返しします。

【司会(阿部副参事)】

平野会長ありがとうございました。皆様お忙しいところ、審査賜り誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして環境影響評価技術審査会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。